

市長マニフェストの達成度を公表

前回の安城市長選挙で作成したマニフェスト「健全な財政運営で、産業と暮らしを守ります！」の達成度を公表します。

- **目標の達成度** 33項目中30項目で目標を達成
- **目標が達成できなかった項目** 「失業して求職中の方への講習受講料補助」「ごみ減量30%」「碧海5市合併構想の推

進の3項目

- **市行政改革審議会からの意見** 「最終的な達成度は9割と高く、ほぼ計画どおり実施できている。4年という期間中には、市を取り巻く社会状況や市民のニーズなどの変化があり、達成が難しいものもあると思うが、引き続き挑戦をし続けて欲しい」との意見がありました

デンパークフーフエスティバルを募集

- **とき** 3月14日(土)～5月6日(休)の(出)例(休)
- **内容** 音楽やダンスなどデンパークのイメージに合うもの 演奏時間↓30分のステージを1・2回
- **その他** デンパークの音響機材を利用できますが、高度な操作が必要な場合はオペレーターを手配してください。応募者多数の場合、出演をお断りすることがあります。2月27日(金)までに出演の可否を連絡します。出演者一人につ

き2枚のデンパーク招待券を進呈

- **申し込み** 2月11日(例)までに、代表者の住所・氏名・電話(ファックス)番号・Eメールアドレス・参加希望日(可能日が複数あればすべて記入・参加人数と、演奏内容のわかるMD、CD、DVDなどのデモテープを持参か郵送(必着)でデンパークイベント参加者募集係(〒461-0046 赤松町堀一)へ

過去1年以内に出演実績のある人は、デモテープの提出は不要。

問▼企画政策課
(☎71)2204



問▼デンパーク
(☎92)7111

広報あんじょう広告掲載者を募集

市が発行している、広報あんじょう(月2回、各号約7万部発行)に掲載する広告を募集します。

- **広告概要** 本紙毎月1日号の裏表紙下半分(縦131mm×横189mm)、フルカラー。広告の右上部に「広告」と表示します(下図参照)
- **募集契約数** 3回分を1契約とし、4月1日号～6月1日号および7月1日号～9月1日号の2契約



表紙

裏表紙

- ※ 広告枠を複数に分け、別の広告を掲載することも可。
- **広告掲載料** 1契約60万円(消費税などを含む)
- ※ 今回募集分から定額で販売。※ 複数の申し込みがあった場合は、抽選で決定。
- **応募資格** 市税・料金の滞納がない事業者・広告代理店など
- **その他** 4月～6月に掲載する広告主は、7月～9月は広告を掲載できません。また、このほかにも制約があります。

詳しくは、募集要項で確認してください

- **申し込み** 1月16日(金)～30日(金)午前8時30分～午後5時15分(出)例を除く)に、申込書と会社概要(パンフレットなど)を持参か郵送(必着)で秘書課広報広聴係(〒461-8501住所記載不要)へ
- ※ 申込書・募集要項・作成要領は、同係・市公式ウェブサイトで配布。

問▼秘書課広報広聴係
(☎71)2202

市税の納付は便利な口座振替で

市税の納付を口座振替にすれば、納付のたびに金融機関へ出向く必要がありません。納期限を気にすることなく、納め忘れもありません。手続きも簡単です。

◎口座振替を始めるには

- **手続きの前に** 希望する税金・金融機関が口座振替可能か確認してください。
- **口座振替可能な市税** 市県民税(普通徴収)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
- **取扱金融機関** 市内に本・支店のある金融機関、郵便局、中京銀行、西三河農協、あいち三河農協、あいち豊田農協

- **申し込み** 申し込みをして1、2カ月後の納期分から口座振替を開始します。
- **持ち物** 口座番号の分かるもの(通帳またはキャッシュカード)、通帳の届出印
- **申込場所** 市内の取扱金融

機関、納税課、南部・桜井支所、北部出張所

- **その他** 平成27年度の税金を第1期分から口座振替にする場合は、次の期限までに手続きをしてください。 市県民税(普通徴収)↓4月末 固定資産税・都市計画税、軽自動車税↓2月末 国民健康保険税↓5月末

- **手続き終了後** 口座振替の登録が完了したら、「口座振替確認通知書」が届きます。振替結果は納期限後、通帳への記帳で確認してください。

◎振替口座・方法を変更したいときは

口座振替を始めるときと同様の手続きが必要となります。 口座振替依頼書を改めて提出してください。



問▼納税課
(☎71)2216

軽自動車税の減免制度

次に該当する車両は、申請することで軽自動車税の全額が減免になります。

なお、平成26年度に減免を受けている人には、平成27年度の申請書を送付します。

◎対象車両

■ 障害者などが所有する車両 一定の障害以上の身体・知的

運転者	必要なもの
障害者本人	①印鑑 ②車検証 ③運転免許証 ④身体障害者手帳・戦傷病者手帳のいずれか1つ
障害者と同一世帯の家族	①印鑑 ②車検証 ③運転免許証 ④身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ
障害者と同一世帯でない家族	①印鑑 ②車検証 ③運転免許証 ④生計同一証明書 ⑤身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ
常時介護する人	①印鑑 ②車検証 ③運転免許証 ④常時介護証明書 ⑤身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つ

免できません。

- **公益のために所有する車両** 社会福祉法人などが社会福祉事業をするために所有している軽自動車など
- **申請に必要なもの** 印鑑・車検証・社会福祉法人の定款など

■構造車両

車いす移動車など、身体障害者が利用するために構造を改造し、乗降用スロープや固定装置を装備した軽自動車や消防車など

- **申請に必要なもの** 印鑑・車検証・車両や写真など構造のわかるもの

◎申し込み

5月25日(月)までの午前8時30分～午後5時15分(出)例(休を除く)に、それぞれ申請に必要なものを持って市民税課へ

問▼市民税課
(☎71)2213